

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福 山 市 長

市町村名 (市町村コード)	福山市 (207)
地域名 (地域内農業集落名)	北部地区 (上組迫谷、貝野、土壁、下谷、中柞磨、中村上、中村下、上本郷、下本郷、天満神谷、大谷、堀町、末元、下三斗木、上三斗木、横内、久田谷、上東之面、下東之面、下枝広、上枝広、山方、上割石、中下割石、東才町、西才町、上福田地、下福田地、新家、別所、市原、長者ヶ原、下市、上市、江谷、米山、小迫、東ノ免、池尻、堂谷、島串、田原、原谷、押谷、大正、大原、高尾、殿川内、七谷、大谷上、大谷中、大谷下、矢川下、矢川中、矢川上、高山姫谷、百谷上中下、菅町、種、東谷、楠田、柴目、小仁吾、上野、刈光、芋原、滝、四川、栗根西、栗根神末、栗根東、栗根小池、栗根下郷地、芦原上西、芦原上東、芦原中、芦原下、中野上、中野中、中野甲田、中野下西、中野下東、上加茂郷北、上加茂郷南、上加茂片側、八軒屋、吉和、上組、猪の子、中組、下組、西上、西中、西下、川西、東中、掛迫、池平、吹上、迫田、本谷、栗江、長城寺、中組、下東、下西、上南、東谷下、東谷上、西谷、上山守4丁目、上山守3、2丁目、下郷、中郷南、上郷南、谷、七社、坊寺、江良、中島、万片、万下、近田後、近田沖、近田東、下足水、新造、仲間峠、門前、雨木下、雨木中、日和、梨々峠、野々倉、本郷下、本郷中、本郷上、神子原、高山、百谷、平林、琴森、市場上中、市場下、本永谷、東組、大迫、刈山、小山田、新山、野呂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・北部地区は市内北部に位置し、農用地面積1,430.1haのうち田が約61.6%、畑(果樹等を含む)が約36.3%を占めている。
- ・認定農業者が19経営体(個人7戸、法人12組織)存在し、平均年齢は66.3歳、経営面積は52.4haである。
- ・認定新規就農者が4経営体(個人4戸)存在し、経営面積は4.1haである。
- ・認定農業者・認定新規就農者以外で、農業を担う者は67経営体(個人58戸、法人9組織)存在し、経営面積は37.9haである。
- ・「4 地域内の農業を担う者一覧」に位置付ける農業を担う者の経営面積は94.4haであり、農用地全体の約6.6%となっている。うち担い手(認定農業者、認定新規就農者など)の経営面積は68.4haであり、農用地全体の約4.8%となっている。担い手以外の農業を担う者の経営面積は25.9haであり、農用地全体の約1.8%となっている。
- ・意向調査による農地所有者の今後の意向では、自ら耕作・管理が57.1%、貸付・売却・経営移譲が37.4%、耕作放棄が5.5%となっている。
- ・担い手の経営意向は、規模拡大意向が約45.5%、現状維持が約27.3%、規模縮小・離農意向が約27.3%である。
- ・経営意向、現状の担い手への農地の集積状況から、農地の集積・集約化を進め、持続可能な農地利用を行うため、担い手の育成・確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・駅家町大橋地区では大規模な営農団地が整備され、キャベツ、白ねぎなどをはじめとした露地野菜、いちご、いちじく、菊などの生産が行われている。これらの作物の生産拡大を図るとともに認定農業者等への農地集積や企業の経営体の育成と参入を促し、生産性の高い農地の効率的な利用を推進する。

・大橋営農団地北部に位置する大橋水田地区は、土地改良事業が実施され、農業法人への集積が進んでおり、引き続き効率的な水稲作を進める。

・駅家町法成寺地区及び隣接する加茂地区では、農業法人への水田集積が進んでおり、効率的な水稲作を進める。

・芦田町才町地区は土地改良事業が実施され、農業法人、認定農業者への水田の集積が進んでおり、引き続き効率的な水稲作を進める。

・全域において、農用地の有効利用に向け、地区内にある産直市や学校給食等への出荷を目的とした多品目の野菜栽培を推進し、うち、経営所得安定対策で地域振興作物に指定しているくわい、アスパラガス、ほうれんそうを積極的に作付け推進する。水稲は減農薬・減化学肥料栽培による高単価の特別栽培米を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,430.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,430.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域以外の現況農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地適性調査や農地所有者への意向調査等に基づき、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進める。調整にあたっては、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構地域コーディネーターと連携した現行の相談・調整体制を堅持する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえた上で、安定経営につながる長期に渡る集約化した農地の貸借を農地中間管理機構を活用して行う。なお、何らかの理由で農地管理が十分に行うことができなくなった場合は、担い手と関係機関が協議し解決に向け取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
集団的な優良畑地である大橋営農団地においては、今後の生産性の維持に向け水源の安定供給が課題であり、引き続き営農組合と情報共有を図り、具体的な基盤整備の必要性を把握した場合は、関係機関と連携し事業メニュー等を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
生産組合による新規栽培者の育成や市の農業担い手研修、JA農業塾などにより、認定農業者や認定新規就農者、定年帰農者、半農半Xなど、多様な担い手の育成・確保を進める。 また、参入地域との調和を図り経営力のある法人の農業参入を進め、農地保全とともに稼げる農業の実現と雇用創出や地域活性化につなげる。 研修修了生や認定新規就農者など新規栽培者に対しては、補助金等の活用を含め、県、市、JA等関係機関が連携して相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲では、作業の省力化が期待できるドローンによる防除作業やJA等のライスセンターへの調製作業の委託を進めることで、夏場の重労働の回避、設備投資費用の低減による、水稲作の継続を図る。 自ら耕作できず、担い手等への集積に向け草刈等の維持管理を行う場合、遊休農地利活用促進事業等による支援を活用し、JA等への作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみで市の鳥獣被害対策事業等を活用し被害防止に取り組む。
 ②JA福山市と協力し、特別栽培米の推進を図る。また、国の環境保全型直接支払交付金等への取組を進める。
 ⑤山野町等において栽培されるぶどうについては、ワイン使用での高付加価値化により生産の拡大を図る。
 ⑦草刈作業を委託する農業者を支援する委託時の際の補助である市の遊休農地利活用促進事業や国の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の活用により適切な農地の保全・管理を行う。